

令和元年9月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
9月30日(月)	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長の挨拶	5
○管理者の挨拶	5
○議事日程の報告	5
○日程第1、会議録署名議員の指名	6
○日程第2、会期の決定	6
○日程第3、諸報告	6
○日程について	7
○日程第4、平成30年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算 認定について(議案第3号)	7
○日程第5、坂戸、鶴ヶ島下水道組合条例の左横書き等を実施するための 措置に関する条例制定の件(議案第4号)	7
○日程第6、工事請負契約の締結について(議案第5号)	7
○日程第7、令和元年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(第1 号)を定める件(議案第6号)	7
○議長の挨拶	19
○管理者の挨拶	19
○閉会の宣告	20

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第14号

令和元年9月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年8月23日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 石 川 清

記

- 1 期 日 令和元年9月30日
 - 2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂
-

○会 期

令和元年9月30日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	持	田	靖	明	議員	2 番	太	田	忠	芳	議員	
3 番	吉	岡	茂	樹	議員	4 番	小	川	直	志	議員	
5 番	内	野	嘉	広	議員	6 番	大	澤	初	男	議員	
7 番	大	野	洋	子	議員	8 番	鈴	木	友	之	議員	
9 番	大	曾	根	英	明	議員	10 番	藤	野		登	議員
11 番	藤	原	建	志	議員	12 番	飯	田		恵	議員	

不応招議員（なし）

令和元年9月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

令和元年9月30日（月曜日）

○議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

(1)平成30年度決算に基づく資金不足比率について（報告第2号）

(2)専決処分の報告（報告第3号）

(3)専決処分の報告（報告第4号）

(4)現金出納検査の結果について（監査報告第2号）

(5)議事説明者について

日程第 4 議案第3号 平成30年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 議案第4号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合条例の左横書き等を実施するための措置に関する条例
制定の件

日程第 6 議案第5号 工事請負契約の締結について

日程第 7 議案第6号 令和元年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）を定める件

午前10時00分開会

出席議員（12名）

1番	持田靖明	議員	2番	太田忠芳	議員
3番	吉岡茂樹	議員	4番	小川直志	議員
5番	内野嘉広	議員	6番	大澤初男	議員
7番	大野洋子	議員	8番	鈴木友之	議員
9番	大曾根英明	議員	10番	藤野登	議員
11番	藤原建志	議員	12番	飯田恵	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	石川清	副管理者	齊藤芳久
監査委員	宮ヶ原正房	会計管理者	鈴木光一
事務局長	宇津木優明	事務局次長 兼水廻夕長 兼七所	高山淳
事務局次長 兼企業会計 担当副参与	中田真一	総務課長	岡本義徳
業務課長	飯田清貴	業務課長	安原仁
建設課長	大沢嘉史	建設課長	栗田隆広
維持管理課	菊地征一	維持管理課長	関根一樹

事務局職員出席者

書記	戸口義也	書記	吉澤卓巳
書記	牛久保武志		

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○小川直志議長 現在の出席議員12人全員であります。よって、定足数に達しております。

ただいまから令和元年9月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長の挨拶

○小川直志議長 開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

改めまして、おはようございます。令和元年9月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会のご案内を申しあげましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、早朝よりご出席を賜り、ここに開会できますことは、本組合発展のため、まことに喜ばしい次第でございます。

本日提案されております議案は、平成30年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定についての他3件であります。何とぞ慎重ご審議をいただき、本定例会が無事終了できますようご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。



◎管理者の挨拶

○小川直志議長 管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

○石川 清管理者 おはようございます。お忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本年度も上半期が終わろうとしておりますが、予定されました事業を着実に進めていくとともに、一層の財政運営の効率化に努め、計画的な整備や住民サービスの向上に努めてまいりたいと存じます。議員皆様におかれましては、変わらざるご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日ご提案申し上げます議案は、平成30年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定についてのほか3件でございますが、いずれも本組合運営上、重要な案件でございますので、何とぞ慎重ご審議を賜りまして、適切なるご結論いただきますよう心からお願い申し上げ、挨拶といたします。本日はよろしくお願いたします。



◎議事日程の報告

○小川直志議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

◇

◎会議録署名議員の指名

○小川直志議長 ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、

5番 内野嘉広 議員

6番 大澤初男 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○小川直志議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小川直志議長 ご異議なしと認めます。

よって、令和元年9月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◇

◎諸報告

○小川直志議長 日程第3、諸報告であります。

初めに、報告第2号 平成30年度決算に基づく資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、管理者から報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、報告第3号及び第4号 専決処分の報告について、地方自治法第180条第2項の規定により、管理者から専決処分の報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査報告第2号 現金出納検査の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から令和元年5月分から令和元年7月分までの報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、議事説明者についてですが、今期定例会に出席通知のありました者の職、氏名並びに議会事務局職員の職、氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◇

◎日程について

○小川直志議長 お諮りいたします。

日程第4、議案第3号 平成30年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第7、議案第6号 令和元年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）を定める件までを一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小川直志議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

◇

◎議案第3号～議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小川直志議長 日程第4、議案第3号 平成30年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第7、議案第6号 令和元年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）を定める件までを一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○石川 清管理者 ただいま議題となっております議案第3号から議案第6号につきまして、順次提案の理由を申し上げます。

まず、議案第3号 平成30年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。去る7月24日に監査委員さんにご審査をお願いし、いずれも計数的に符合し、内容も適正に執行されたものと認められましたので、その意見書並びに行政報告書を付して議会のご認定をいただきたく、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、本案を提出した次第であります。

次に、議案第4号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合条例の左横書き等を実施するための措置に関する条例制定の件であります。本組合の例規集をデータベース化することに合わせて条例の左横書き等を実施するために必要な事項を定めることといたしたく、本案を提出した次第であります。

次に、議案第5号 工事請負契約の締結についてであります。本工事は雨水処理の重要な管渠として坂戸市大字浅羽及び鶴ヶ島市大字下新田地内に浅羽第1幹線を布設しようとするものであります。工事請負業者につきましては、9月6日に事後審査型条件付一般競争入札により執行いたしましたところ、9社が参加し、第1回目の入札におきまして、予定価格以内で、かつ最低制限価格の範囲内で最低の価格で入札した青木あすなろ建設株式会社さま営業所が落札候補者となり、事後審査の結果、同社を落札者と決定いたしましたので、請負金額8億6,522万8,100円で工事請負契約を締結いたしたく、本案を提出した次第であります。

次に、議案第6号 令和元年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）を定める件であります。10月からの消費税率引き上げに対応するため、債務負担行為につきまして所要の措置を講じようとするものであります。

以上、提案の理由を申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○小川直志議長 これより各案件につき単独質疑、討論、採決に入ります。

なお、質疑については、議会運営についての申し合わせ事項により、通告のあった者から行うことといたします。

初めに、日程第4、議案第3号 平成30年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑に入ります。

最初に、3番、吉岡茂樹議員。

○3番（吉岡茂樹議員） 3番、吉岡茂樹です。ただいま議題となっております議案第3号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定に対する質疑を行います。

質疑内容は、石井水処理センター焼却炉の故障、停止内容についてであります。先ほど本議会が始まる前の全協では、平成31年度の石井水処理センター焼却炉の故障、停止内容についての報告がありました。平成30年度決算資料として一般会計決算概要が示されておりますが、その3ページに汚水事業維持管理費について、石井水処理センターの焼却炉が故障、停止し、汚泥の外部搬出がふえて、前年度に比べ増加したとあります。この内容についてお伺いをします。

○小川直志議長 菊地維持管理課長、答弁。

○菊地征一維持管理課長 お答えいたします。

焼却炉の故障、停止内容でございますが、焼却炉内部の耐火レンガの裏側に焼却燃料である灯油が入り込み、焼却炉本体の外側にあります鉄板の一部が発熱いたしました。このため、焼却炉を約2カ月間停止し、焼却予定であった1,540トンの脱水汚泥を外部搬出に切りかえました。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

3番、吉岡議員。

○3番（吉岡茂樹議員） 焼却炉はかなり年月が経過をして、老朽化しています。高熱を伴う部分もありますし、耐火レンガも含めて消耗が非常に激しいのではないかと。今後の点検、修理は、費用も含めて困難さもあるのではないかとというふうに率直に考えます。平成30年度の焼却炉完全停止では、2カ月にわたって1,540トンを外搬出に切りかえたということでもあります。脱水汚泥処理処分の業務委託は共同処理も含めて5カ所で行っている、こういうふうに理解をしておりますが、当業務委託は多方面から受け入れていると思われまふ。そこで、将来にわたってこの受け入れ能力、これについてどういうふうにお考えになられているのかお伺いします。

○小川直志議長 菊地維持管理課長、答弁。

○菊地征一維持管理課長 お答えいたします。

脱水汚泥の処分につきましては、本年度も昨年度と同様に、共同処理もあわせて5カ所の処分先と

委託契約を行っております。各処分先に確認いたしましたところ、現在は受け入れ能力に問題ないとのことですが、今後につきましては、現在の受け入れ先を確保しつつ、新たな処分先も検討し、将来的にも安定した汚泥の処分を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

3番、吉岡議員。

○3番（吉岡茂樹議員） わかりました。それでは、当組合の焼却炉は平成30年に続いて平成31年度も事故を起こしているというふうな状況であります。焼却炉は率直に言って限界にきているのではないかとというふうに考えますが、費用対効果の検討を行いつつ、今後は焼却炉の運転を完全停止し、脱水汚泥処理の全量処分を業務委託に切りかえていく、こういう必要もあるのではないかとというふうに考えますが、今後の考え方についてお伺いしたいと思います。

○小川直志議長 菊地維持管理課長、答弁。

○菊地征一維持管理課長 お答えいたします。

本日の議員全員協議会の事務局報告で事務局長が報告いたしましたとおり、今年度も焼却炉に不具合が発生し、現在運転を停止している状況でございます。焼却炉につきましては、経年劣化による不具合が続けて発生しており、また大規模回収を行うには相当な費用がかかることから、今後における焼却炉の運用につきましては休止を含めた検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

次に、2番、太田忠芳議員。

○2番（太田忠芳議員） 2番、太田忠芳です。議案第3号 平成30年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について質疑をいたします。2件通告しております。

1件目は、建設工事発注に関して3点お尋ねしたいと思います。

- 1、発注方式で入札、随意とする基準は。
- 2、それぞれ地域内に発注した割合を件数と金額でお願いします。
- 3、工事発注に当たっての方針は。

2件目、滞納者に対する対応について3点お尋ねします。

- 1、滞納調定件数は。
- 2、不納欠損に至る経過のケース種別について。
- 3、それぞれへの対処はどのようにしていますか。

以上、1回目の質疑といたします。

○小川直志議長 岡本総務課長、答弁。

○岡本義徳総務課長 お答えいたします。

発注方式の入札、随意とする基準についてというご質問でございます。本組合が発注いたします建設工事につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項及び坂戸、鶴ヶ島下水道組合契約規則第13条の規定により、130万円を超える工事につきましては、一般競争入札または指名競争入札などにより、請負

業者を決定しております。なお、そのうち土木、建築、舗装工事の設計額が1,500万円以上につきましては、一般競争入札により請負業者を決定しております。

また、随意契約とする基準についてであります。日本下水道事業団への発注については、地方自治法施行令第167条の2に規定されている契約の性質または目的が競争入札に適さないものに該当いたしますので、1社との随意契約により請負業者を決定しております。

なお、130万円以下の小規模工事につきましては、先ほど申しあげました本組合契約規則に基づきまして、見積もり合わせによる随意契約により、請負業者を決定しております。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

次の質問について、岡本総務課長、答弁。

○岡本義徳総務課長 それでは、2問目のそれぞれ地域内に発注した割合と件数と金額でというご質問でございます。お答えさせていただきます。

平成30年度建設工事の入札は34件ございます。そのうち落札件数は32件、不調件数が2件ございました。その発注しました業者の地域区分の内訳といたしましては、まず件数といたしましては両市内業者への発注が26件で、その割合は81.3%、近隣業者への発注は5件、その割合は15.6%、県外業者への発注が1件で、その割合は3.1%となっております。

続きまして、発注した金額の内訳でございますが、合計で約10億円の発注でございます。対しまして、両市内業者への発注金額は約5億円で、その割合は約50%、近隣業者への発注金額は約4億円で、その割合は約40%、県外業者への発注金額は約1億円で、その割合は約10%となっております。以上でございます。

それから、3点目の工事発注に当たっての方針でございます。お答えさせていただきます。本組合の工事発注に当たっての方針については、基本的には技術力の向上、受注機会の確保という観点から両市内業者を優先した業者選定を行っておりますが、大規模な工事や特殊な工事など市内業者では対応が困難と判断される場合につきましては、近隣や県内業者への発注により対応をしております。

以上でございます。

○小川直志議長 続きまして、飯田業務課長、答弁。

○飯田清貴業務課長 1問目についてお答えいたします。

下水道使用料の滞納調定件数についてであります。行政報告書35ページの使用料収入状況に記載してありますとおり、平成30年度分の収入未済額といたしましては、現年度分は2,120万9,596円、滞納繰り越し分は804万6,674円、合計で2,925万6,270円となっております。この収入未済額に対する調定件数といたしましては、現年度分は5,891件、滞納繰り越し分は3,451件、合計では9,342件となっております。

なお、前年度と比較しますと、収入未済額につきましては7万5,541円の増額であり、その調定件数の内訳といたしましては、現年度分は55件の増、滞納繰り越し分は81件の減、合計で26件の減となっております。

2問目についてお答えいたします。不納欠損に至る経過のケース種別についてであります。平成30年度決算における不納欠損額につきましては、行政報告書35ページに記載のとおり、221万4,007円となって

おり、その調定件数は931件であります。前年度と比較しますと不納欠損額は30万8,854円の減額となり、調定件数では30件の減となりました。不納欠損に至るケースの種別といたしましては、所在不明が最も多く、平成30年度は931件中883件が所在不明によるものであり、その割合は94.8%となっております。また、その他のケースといたしまして、滞納者死亡により徴収不能が41件、会社倒産により徴収不能が7件となっております。

3問目についてお答えいたします。それぞれの滞納者に対する対処についてであります。使用料徴収につきましては水道料金と同時に徴収することとして、坂戸、鶴ヶ島水道企業団が発注する民間業者へ本組合も外部委託しています。その委託業務の中において、滞納者に対しましては督促状、催告書を送付し、さらには電話等による催告や、直接訪問して徴収を行うなど滞納者対策も講じております。

なお、転出者に対しましては、水道企業団と協力して住所照会等を実施し、追跡調査を行っております。

今後におきましても、水道企業団及び使用料徴収業務受託者と連携強化を図り、収入未済額の削減に努め、収納率を向上させていきたいと考えております。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

2番、太田議員。

○2番（太田忠芳議員） それでは、再質問したいと思います。

建設工事発注に関しての再質問ですが、件数で80%を超すが、金額で50%というのはどうしてかというのと、金額でもさらに地元の業者に割合を増やすことは可能なのかどうかお尋ねしたいと思います。

○小川直志議長 岡本総務課長、答弁。

○岡本義徳総務課長 お答えいたします。

基本的には両市内業者を優先した業者選定等を行っておりますが、1件の金額が大きい大規模な工事や特殊な工事など市内業者では対応が困難と判断される場合につきましては、市外の業者も入札に参加をさせており、結果的に両市内の業者が受注した工事は、件数は多いですが、1件当たりの金額は低いため、そのような結果になったものと思われま。

今後につきましても、組合といたしましては、工事の規模や難易度等を総合的に判断いたしまして発注をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

2番、太田議員。

○2番（太田忠芳議員） 了解しました。

次に、不納欠損に至る経過のケース種別について再質問します。所在不明が90%を超えているというのはどのようなことが考えられるのか。また、近年の傾向として所在不明者は増えているのかお尋ねします。

○小川直志議長 飯田業務課長、答弁。

○飯田清貴業務課長 お答えいたします。

所在不明者の多くは共同住宅など賃借人で、学生や外国人等が多く、連絡なく転出されるため、所在不明となる傾向にあります。また、近年の傾向といたしましては、過去5年の不納欠損における所在不明の

割合は約94%となっており、同水準で推移しております。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小川直志議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は認定されました。

次に、日程第5、議案第4号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合条例の左横書き等を実施するための措置に関する条例制定の件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小川直志議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第5号 工事請負契約の締結についてに対する質疑に入ります。

最初に、3番、吉岡茂樹議員。

○3番（吉岡茂樹議員） 3番、吉岡茂樹です。ただいま議題となっております議案第5号 工事請負契約の締結について質疑をいたします。

質疑内容は、本工事の概要と入札経過についてであります。まず本工事の概要と、当幹線の今後の雨水処理効果について伺います。

次に、入札結果についてであります。資料の入札経過調書によりますと、本工事の税抜き設計額は8億5,881万4,000円、最低制限価格は税抜きで7億8,657万円となっております。この比率は91.59%であります。そして、落札金額は最低制限価格に一番近い入札金額プラス1,000円の7億8,657万1,000円、この入札金額の業者が落札をしております。次が最低制限価格よりプラス2,000円となっております。

一方、この最低制限価格より一番高い入札金額は8億5,000万円です。最低制限価格より6,343万円高く、

その差は1,000円対6,343万円、つまり1対6万3,430ということであります。ちなみに、6,000万円以上の金額を入札したのは3業者であります。

私は、それぞれの応札業者が落札のための戦略を持って入札に参加していることは理解をします。しかし、これほどの開きがあるということについては、率直に驚きました。そこで、非公開となっております最低制限価格についても業者が算出できる、こういうふう聞いておりますが、その算出基準と今回の入札結果に対する当組合の見解について伺いをいたします。

○小川直志議長 大沢建設課長、答弁。

○大沢嘉史建設課長 初めに、本工事の概要と当幹線の今後の雨水処理効果についてお答えいたします。

本工事は、坂戸市大字浅羽地内から鶴ヶ島市大字下新田地内までの455.2メートルをミニシールド工法により、内径2,000ミリメートルの雨水管を令和3年1月29日までの期間をかけまして整備を予定しているものであります。

次に、今後の雨水処理効果でございますが、浅羽第1幹線の整備が進みますと鶴ヶ島市一本松地区新田土地区画整理区域内の雨水が速やかに排除され、浸水の防除が図られるものと考えております。

以上でございます。

○小川直志議長 岡本総務課長、答弁。

○岡本義徳総務課長 続きまして、最低制限価格と入札結果に開きがあることについてお答えをいたします。

当組合の最低制限価格の設定につきましては、坂戸、鶴ヶ島下水道組合最低制限価格制度運用要領の中で定めている計算式により、算出をしております。この計算式の基準につきましては、国土交通省が事務局を担当し、国の各省庁などで構成されている機関である中央公共工事契約制度運用連絡協議会が公表しております算定モデルを採用しております。応札した業者によって入札額に開きがあることにつきましては、それぞれの業者における資材の調達方法や作業人員の確保が異なっておりますので、また経費等の積算方法などについても違いがあるものと考えております。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

3番、吉岡議員。

○3番（吉岡茂樹議員） 本工事の概要と当幹線の今後の雨水処理効果についてはわかりました。全国的に異常気象による深刻な浸水被害が出ております。当工事が本当に重要であるというふうに思います。一日も早い完成が望まれるところであります。

入札結果についてであります。組合の最低制限価格の設定は坂戸、鶴ヶ島下水道組合最低制限価格制度運用要領の中で定めている計算式により算出している。また、国土交通省が事務局を担当し、国の各省庁などで構成されている機関である中央公共工事契約制度運用連絡協議会が算定モデルを公表しているということであります。つまり、各応札業者は、公表されている算定モデルにより、最低制限価格を算定し、入札金額を決めて入札に参加をする、こういうふうに理解をしたところであります。そして、各業者の入札金額の違いは、資材の調達方法や作業人員の確保が異なり、また経費等の積算方法などによるということであります。

それでは、資材価格や調達法保、作業人員確保などは県内であれば一定の基準があつて、そんなに差は

ないのではないかというふうに考えますが、見解を伺います。

また、経費等の積算方法も含まれるという答弁であります。私は最低制限価格そのものが元請、下請業者の経営と労働者の賃金等を加味した価格であると理解しますが、見解をお願いします。

○小川直志議長 岡本総務課長、答弁。

○岡本義徳総務課長 お答えいたします。

1点目の資材価格や調達方法、作業人員の確保等につきましては、県内であればそんなに差はないのではないかというご質問であります。当組合では工事の積算につきましては埼玉県が発行しております土木工事積算基準書等に基づいて設計書を作成しており、設計書の中で、使用する資材の単価につきましても、埼玉県が設定している積算単価を採用しております。埼玉県が設定している積算単価のない特殊な材料等につきましては、見積もりや特別調査による価格を設計書に反映しておりますが、業者が算定する工事価格につきましては、あくまでも推測にはなりますが、それぞれの業者における調達方法が異なっておりますことから、金額に差が生じてくるのではないかと考えており、作業人員の確保につきましてもそれぞれの業者によって異なるものがございますから、業者による差が生じるものと考えております。

2点目の最低制限価格についてでございますが、元請、下請業者経営と労働者の賃金等を加味した価格であると理解してよいのかというご質問でございますが、そもそもの最低制限価格制度につきましては、公共工事による品質の確保や、ダンピング受注による手抜き工事の防止と、下請業者へのしわ寄せ、あるいは労働条件の悪化や安全対策の不徹底等の排除を図ることを目的とした制度でございます。従いまして、最低制限価格につきましては、それらを加味した価格であるとと考えております。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

3番、吉岡議員。

○3番（吉岡茂樹議員） 埼玉県発行の土木工事請負基準書に基づいて設計書を作成しており、設計書の中で使用する資材の単価も埼玉県が設定している積算単価を採用しているというふうな答弁です。この範囲では各業者の積算にはそんなに差がない、こういうふうに思われます。また、埼玉県設定の積算単価のない特殊な材料等は見積もりや特別調査によって価格を設計書に反映しているが、業者が算定する工事価格については、あくまで推定であるが、各業者における調達方法が異なることから金額に差が生じてくるのではないかと、また作業人員の確保も各業者によって異なるので、差が生じてくると考えているというふうな答弁であります。あくまで推測という断りもありましたが、私も推測部分を含めた答弁のとおりであろうというふうに思います。しかし、1,000円と6,000万円の差というのは非常に大きい、率直に思わざるを得ません。私なりの推測が働いてしまいかねない、このことを述べておきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、最低制限価格にプラス1,000円を提示した業者が落札をしました。冒頭述べましたが、当工事は重要な事業であります。安全かつ当初の目的を達成して完成することを期待するところでもあります。

最後の質疑になりますが、最低制限価格制度は公共工事における品質の確保やダンピング受注による手抜き工事の防止と下請業者へのしわ寄せ、あるいは労働条件の悪化や安全対策の不徹底の排除を図ることを目的にしているという答弁がありました。これは非常に重要であります。公的機関としての当組合の責

任が最後まで求められていくのではないかというふうに思いますが、組合の対応についてお伺いをさせていただきます。

○小川直志議長 岡本総務課長、答弁。

○岡本義徳総務課長 お答えいたします。

平成17年に施行されました公共工事の品質確保の促進に関する法律、こちらに定められております基本理念では、下請負契約を含む請負契約を適正な額の請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払うとともに、従事する者の賃金、その他の労働条件、安全衛生、その他の労働環境が改善されるように配慮しなければならないということが位置づけられ、適正な額の請負代金での下請負契約の締結、技術者、技能労働者に係る賃金、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善が受注者の責務として規定されております。このことから、当組合では、受注者が下請負契約をした場合は、組合が定める下請負人通知書に下請負契約の写しを添付して提出をさせております。受注者から下請負人への支払い等に注視をしているところでございます。

また、平成12年に施行されました公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律におきましては、下請負契約を締結する全ての公共工事において施工体制の適正化を図るために、工事施工体制台帳の作成及び提出を義務づけておりますことから、当組合におきましても施工体制台帳を受注者から提出させることにより、現場の施工体制の確認と下請負契約の適正化に努めております。

以上でございます。

○小川直志議長 続きまして、6番、大澤初男議員。

○6番（大澤初男議員） 6番、大澤初男です。議題となっております議案第5号 工事請負契約の締結について、質疑項目1、設計及び工事の内容について3点、それから協議項目2、入札及び契約の内容について2点の質疑をいたします。

まず最初に、設計及び工事の内容についての1点目でございますが、ミニシールド工法ということで、先ほど全員協議会でも変更予定ということで、これを含めると9億を優に超えるような大きな工事規模になるかと思えます。他の工法との比較検討はされているのか、その内容についてお伺いをいたします。皆さん、1回目は全て読み上げているようでございますので、それ以降もちょっと質疑をさせていただきます。

2点目ですが、これは確認です。この幹線の整備区域の流域の水はどの河川に流出をするのかお伺いをいたします。

3点目になります。立坑が発進立坑の1カ所のみですが、到達立坑は必要がないのかお伺いをいたします。

続いて、質疑項目2、入札及び契約の内容についての1点目、若干吉岡議員と重複するケースもあるかと思えますが、ご了承お願いいたします。

10月1日、明日から消費税が8%から10%に改定をされます。本請負契約に係る消費税の取り扱いについてお伺いをいたします。

2点目です。本組合では設計額及び最低制限価格は事前公表でしょうか。それとも、事後公表でしょうか、お伺いをいたします。

1 回目の質疑をこれで終わりにします。

○小川直志議長 大沢建設課長、答弁。

○大沢嘉史建設課長 それでは、まず1点目の他の工法との比較検討についてお答えいたします。

今回工法の比較検討をいたしましたところ、開削工法、推進工法、ミニシールド工法で比較検討をいたしました。初めに、開削工法でございますが、施工場所は道路幅員が3メートルと狭隘な迂回路のない道路であることと、鉄道横断や沿道に大木が植樹されている状況等から施工が困難であるため、除外いたしました。

次に、推進工法であります。施工場所には住宅地や墓地等が存在しており、狭隘な道路上に発進立坑用地を確保することができず、さらに急角度に曲がる施工が困難であるため、除外いたしました。

最後に、ミニシールド工法であります。急角度に曲がる施工が可能であることと、発進立坑を共栄一本松線の沿線なら用地が確保できることから、これらを総合的に判断した結果、本工法を採用したところでございます。

続きまして、2点目のご質問でございます。整備区域の流域はどこの河川に流入するののかというご質問にお答えいたします。浅羽第1幹線に集められました雨水につきましては、坂戸市大字浅羽地内を抜けて坂戸市大字栗生田地先の1級河川、高麗川に排水されております。

ご質問の3点目でございます。立坑が1カ所のみであるが、工事上で到達立坑の必要はないのかというご質問にお答えいたします。本工事の内容といたしましては、予算の範囲内で施工できる工事延長に短縮したことにより、当初予定しておりました工事延長の途中までの施工となり、到達立坑の設置は考えておりません。

なお、既設マンホールに到達させる場合であっても、シールドマシンにより、既設マンホールを削孔し、シールドマシンを分割して改修することから、到達立坑の設置は不要となるものでございます。

以上でございます。

○小川直志議長 岡本総務課長、答弁。

○岡本義徳総務課長 お答えいたします。

まず、1点目のこちら消費税の8%から10%に関するものでございますが、令和元年10月1日以降に掛かる消費税及び地方消費税につきましては、経過措置が適用されるものを除きまして、10%の税率が適用されることとなっております。今回の工事請負契約につきましては、発注時期の税率は8%でございますが、工事完成後の組合への引き渡しの時期の税率が適用されることとなりましたので、10%での請負契約となっております。

それから、設計額と最低制限価格は事前公表か事後公表かというご質問でございますが、設計額につきましては入札の公告の中で事前に公表しております。最低制限価格につきましては、以前は事前公表としておりましたが、平成28年4月より事後公表としております。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

6番、大澤議員。

○6番(大澤初男議員) ありがとうございます。2回目の再質問に移ります。

まず、流域の話の中で、沿線上には雨水抑制施設、多分調整池になるのかなと思いますけれども、これはどこに設置されているのかお伺いをいたします。

○小川直志議長 大沢建設課長、答弁。

○大沢嘉史建設課長 お答えいたします。

雨水抑制施設につきましては、浅羽第1幹線の計画上流に位置しております一本松土地区画整理地内及び新田土地区画整理地内に調整池がございます。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

6番、大澤議員。

○6番（大澤初男議員） 今の項目、3回目の質問でございます。

発進立坑の位置は案内図上ではどこに設置をされているのでしょうか、お伺いをいたします。失礼しました。これは発進立坑の部分の2回目の質問になりますので、よろしくお願いします。

○小川直志議長 大沢建設課長、答弁。

○大沢嘉史建設課長 お答えいたします。

議案第5号の資料2をご覧くださいと思います。こちらに今回整備する工事予定箇所が黒く実線で線が引かれていると思いますが、そちらの逆のL型の短い部分の下にちょうど空白な土地があるかと思います。そちらに、場所と言いますと鶴ヶ島市の大字下新田地内にありますところになりますが、こちらの道路から一部民地にまたがる箇所に設置する設計といたしております。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

6番、大澤議員。

○6番（大澤初男議員） 今の質問の3回目の質疑になります。

既存のマンホールからシールドマシンの撤去というのは1回目の質問で了解をいたしました。では、今回の工事場所の前後、特に下流部について整備状況はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○小川直志議長 大沢建設課長、答弁。

○大沢嘉史建設課長 お答えいたします。

今回の工事区間の下流、既設マンホールの下流区間につきましては、1級河川高麗川までの約2,700メートルが整備済みでございます。また、今回の工事箇所の上流につきましては、未整備となっておりますが、令和3年度以降鶴ヶ島市大字中新田地内の一本松土地区画整理区域までの約1,000メートルの整備を計画しております。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

6番、大澤議員。

○6番（大澤初男議員） 質問項目2の入札及び契約の内容についての再質問に移ります。

事前公表、事後公表の項目の中で、坂戸市の工事は設計額のみ事前公表でした。鶴ヶ島市につきましては、設計額、予定価格とも事後公表でございます。では、組合では最低制限価格の、これは事後公表とい

うことではありますが、算定基準というのは公表をされているのかお尋ねをいたします。

○小川直志議長 岡本総務課長、答弁。

○岡本義徳総務課長 お答えいたします。

組合の最低制限価格の算定基準公表についてでございますが、算定基準となります率並びに計算方法につきましては、組合のホームページで公表のほうをしております。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

6番、大澤議員。

○6番（大澤初男議員） 今回のケース、よく見当たるのですけれども、最低制限価格をわずかに下回り、今回のケースでは1万8,000円、9億円近くに対して1万8,000円という金額になるわけですが、それで失格になってしまった業者がございます。他の入札でも落札額を見て若干、当たるも当たらぬも八卦というところもあろうかと思いますが、これらが生じる原因というのは、やっぱり直接工事費と諸経費の率の算定でわずかずつながら差が出てくるという状況かなというふうに思います。それで、最低基準率に発注者の一定の裁量権が認められていること、また低入札調査制度というのがあるそうなのですが、これらの導入などするなどして、組合として最低制限価格制度を見直す考えはないかお伺いをいたしまして、最後の質疑といたします。

○小川直志議長 岡本総務課長、答弁。

○岡本義徳総務課長 お答えいたします。

最低制限価格制度の見直しについてということでございますが、先ほど答弁のほうをさせていただきましてとおり、組合では最低制限価格につきましては中央公共工事契約制度運用連絡協議会が公表しております算定モデルを採用しております。また、他の市町村でもこの制度を採用していることから、組合だけがこの見直しを行うのは難しいと考えております。

以上でございます。

○小川直志議長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小川直志議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第6号 令和元年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）を定める件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

- 小川直志議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

- 小川直志議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより議案第6号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

- 小川直志議長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議長の挨拶

- 小川直志議長 以上をもって、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には早朝からお集まりいただきまして、またスムーズな審議にもご協力いただきまして、まことにありがとうございました。

いよいよ秋でございます。いろいろな行事等も用意されてございます。ぜひ健康には十分ご留意いただきまして、ご活躍を賜りますように心からお願い申し上げます。閉会に当たりましての挨拶といたします。ありがとうございました。



◎管理者の挨拶

- 小川直志議長 管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

- 石川 清管理者 議員の皆様のご協力により、スムーズのうちに無事終了することができました。ありがとうございます。

吉岡議員さんの入札の件なのですが、入札ってよくわかりませんで、坂戸市、事前公表していたときも最低価格で抽せん、それで事後公表でも抽せん、こういうのがありました。今一番困っているのが不調と辞退。きょうの情報で、水道企業団は、99%。業者は、取れなくても構わないから一番高いので。坂戸市では100%のこともありました。ですから、オリンピックのせいかわかりませんが、品物は高くなる、人はいない、非常に今自治体は困っていますので、これをどうにかしないと。うちらは税金を預かっていますので、できましたら最低価格で落としたいし、それが100%ということは、金額が大きくなれば物すごい差になりますので、3回辞退したらもう入札に応じさせないとか、何か考えたいなと思っております。

今入札、非常に困っております。
ありがとうございました。



◎閉会の宣告

(午前10時56分)

○小川直志議長 これをもちまして、令和元年9月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。
ありがとうございました。